

第4章 こども計画が目指す『岡垣町の姿』の実現に向けた取組と指標

＜こども計画が目指す岡垣町の姿＞

『全てのこどもを大切に。全てのこどもが自分らしく！
将来（あす）への希望が輝くまち 岡垣』

目指す本町の姿の実現に向けて、次の指標を定めます。本計画では、これらの指標の現状値をより向上できるよう取り組んでいきます。

また、目指す本町の姿の実現に向けて、4つの基本目標ごとにそれぞれ基本目標達成のための指標を定め、目標値を達成できるよう取り組んでいきます。

(%)

指 標	現状値			(参考)国の数値	
	こども	若者	保護者	現状値	目標値
「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合	69.8	36.4	38.2	15.7	70.0
「生活に満足している」と思うこども・若者の割合	89.9	78.8	—	60.8	70.0
「社会生活や日常生活を円滑に送ることができる」と思う若者の割合	—	53.6	—	51.5	70.0
「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合	42.1	28.6	—	20.3	70.0
「自分の将来について明るい希望がある」というこども・若者の割合	82.0	69.5	—	66.4	80.0
「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合	—	41.2	42.9	27.8	70.0

※町の現状値は小数点第2位以下切り捨て。また、「保護者」欄は、就学前・小学生・中学生のいる保護者それぞれの割合の平均値であり、「こども」欄は小学5年生・中学2年生それぞれの割合の平均値としています。

※国の現状値及び目標値は、こども大綱の別紙1「『こどもまんなか社会』の実現に向けた数値目標」から引用しています。

基本目標Ⅰ 全てのこどもが持つ権利の保障

【基本目標達成のための指標】

	指 標	目標値	実績値	実績値の時点	担当課
①	広報等によるこどもの権利に関する周知回数	増加を目指す	1回	令和6年度	こども未来課
②	こどもの意見表明機会	増加を目指す	1回	令和6年度	こども未来課

1 こどもが権利主体であることの社会全体での理解促進

- 全てのこどもに対して、こども基本法や子どもの権利条約の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行うことにより、こどもが権利の主体であることを広く周知していきます。
- 保護者をはじめ、こどもの健やかな育ちや子育て当事者の支援に携わる大人に対して、こども基本法や子どもの権利条約の趣旨や内容について広く情報発信を行うことにより、こどもが権利の主体であることを広く社会全体に周知していきます。
- こどもの権利が侵害された場合には、関係機関と連携して救済にあたるとともに、相談救済機関の周知を行います。

【取組内容】

- こどもまんなか社会づくりの推進（「こどもの権利」（こどもが権利の主体であること）の普及啓発）
- 権利侵害時の救済（児童家庭相談）

2 こどもの意見表明とその尊重

- こどもが自らのことについて意見を形成することへの支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行います。
- こどもの意見について、こども施策に反映した結果をフィードバックすることにより、更なる意見の表明・参画につながる好循環をつくります。

【取組内容】

- こどもまんなか社会づくりの推進（こどもの意見聴取、こどもの意見表明支援）

基本目標Ⅱ こどもが健やかに育つための成長段階に応じた環境づくり

【基本目標達成のための指標】

	指 標	目標値	実績値	実績値の時点	担当課
①	「今後もこの地域で子育てをしていきたい」と思う親の割合	98.0%	96.2%	令和5年度	子育てあんしん課
②	妊娠・出産について満足している者の割合	93.0%	92.0%	令和5年度	子育てあんしん課
③	乳幼児健康診査受診率	100.0%	96.8%	令和5年度	子育てあんしん課
④	待機児童数	0 人	25 人	令和 6 年 4 月 1 日	こども未来課
⑤	遊具改修率	100.0%	67.0%	令和5年度	都市建設課
⑥	小中学校の登下校時の事故件数	0件	1件	令和5年度	地域づくり課 都市建設課
⑦	刑法犯認知件数人口千人当たりの発生件数の県内順位	8位以内	3位	令和5年度	地域づくり課
⑧	児童自然体験学習の実施校	5校	5校	令和5年度	教育総務課
⑨	夢の体験塾参加者数 (1回あたり)	10 人以上	10.5人	令和 6 年度	生涯学習課
⑩	英検3級相当生徒の割合 (中学3年生)	増加を目指す	55.0%	令和5年度	教育総務課

※上記の目標値は、関連する計画から設定しているものであり、実績値が目標値に到達しているものもあります。

1 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療等の提供

(1) 妊娠前からの切れ目のない支援

- 妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化を図るとともに、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を行います。

【取組内容】

- | | |
|---------------------|------------------------|
| ○ プレコンセプションケアの普及・啓発 | ○ こども家庭センター（母子保健機能）事業 |
| ○ 母子健康手帳の交付 | ○ 赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業） |
| ○ 妊婦健診・妊婦歯科健診の受診勧奨 | ○ 養育支援訪問事業 |
| ○ 妊婦のための支援給付 | ○ 子育て世帯訪問支援事業 |
| ○ 妊婦等包括相談支援事業 | |
| ○ 産後ケア事業 | |

(2) 新生児・乳幼児等への切れ目のない支援

- こどもが健やかに成育し、地域において安心して医療サービスを受けられるよう、切れ目のない継続的な支援を行います。

こどもの成長や発達に関して、子育て当事者が正しい知識を持つことに加えて、社会全体で親やこどもの多様性を尊重し、見守り、子育てに協力していくことができるよう、子育てに関する知識の普及啓発を促進します。

【取組内容】

○ 新生児聴覚検査事業	○ かるがも親子教室
○ 乳幼児健康診査	○ にこにこクッキング事業
○ 各種予防接種事業	○ こども家庭センター（母子保健機能）事業
○ 子ども医療費助成事業	○ 地域子育て相談機関事業
○ 子育て相談事業	○ 小児・A Y A世代のがん患者在宅療養生活支援事業
○ こどもの発達相談	

2 幼児教育・保育の充実

(1) 幼児教育・保育の環境整備

- こどもの心身の状況や、保護者・養育者の就労・養育状況を含むこどもの置かれた環境等に十分に配慮するとともに、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援を行うなどの必要な教育・保育、子育て支援サービス等の環境整備を進めていきます。
- 地域や家庭の環境にかかわらず、全てのこどもが、格差なく質の高い学びへ接続できるよう、学びの連続性を踏まえ、幼児教育・保育内の連携と小学校教育への円滑な接続を推進します。

【取組内容】

○ 民間保育所等運営事業	○ 障がい児保育事業の推進
○ 幼稚園施設型給付事業	○ 幼児教育・保育無償化の実施
○ 認定こども園施設型給付事業	○ 保・幼・小・中連携による教育保育の推進
○ 病児・病後児保育事業	○ 巡回相談支援事業
○ 一時預かり（こども未来館）運営事業	○ 保育コンシェルジュによる保育所等利用に関する相談対応の実施
○ 一時預かり（民間保育所）補助事業	

(2) 幼児教育・保育の質の向上

- ・ 幼児教育・保育の質の向上のため、研修・講習等により保育士等の人材育成に向けた取組を進めるとともに、国の制度に基づく処遇改善を図るほか、国や県、施設関係者と連携して保育士等の人材確保や現場の負担軽減に向けた取組を進めます。

【取組内容】

- 保育士等の確保
- 保育士等研修の実施
- 苦情解決体制の整備

3 こどもの生きる力の育成

(1) こどもの生きる力の向上

- ・ 学校教育活動を通じて、こどもの学力の向上や健やかな心身の成長に向けた取組を着実に進めていくとともに、地域に開かれた学校を目標に、学校運営協議会を設置し様々な学校行事において、保護者や地域の協力体制を整え、学校・家庭・地域が連携して子ども達を育成します。
- ・ こどもが歴史文化やスポーツ等の教育活動を通して、人と人との交流の機会や学習機会をつくり、子ども達の成長や社会に貢献できる人材の育成を進めます。
- ・ 乳幼児期からの正しい食事の取り方や望ましい食習慣の定着などを図るため、保健・教育をはじめとする様々な分野が連携して、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供、食事作りの体験活動及びこども参加型の取組を進めます。

【取組内容】

- | | |
|--------------------|---------------------------|
| ○ 学力向上の推進 | ○ ワンヘルス推進事業 |
| ○ 学校 ICT 支援事業 | ○ ふれあいファミリースポーツ教室 |
| ○ コミュニティ・スクールの推進 | ○ ふれあいスポーツデー・ウォーキングマラソン大会 |
| ○ 歴史文化体験教室 | ○ 受動喫煙対策 |
| ○ 遠賀郡広域電子図書館 | ○ 薬物乱用防止のポスター掲示 |
| ○ 青少年の主張大会 | ○ 健康教育の推進（出前講座の実施） |
| ○ 児童生徒表彰 | ○ 学校での体力向上推進 |
| ○ 学校での人権教育の推進 | ○ 食育の推進（給食提供、地産地消） |
| ○ 男女共同参画基本計画の推進 | ○ 食育の推進（出前講座の実施） |
| ○ 男女共同参画推進事業 | ○ 食育活動の支援（食生活改善推進会の支援） |
| ○ 人権講演会の開催 | |
| ○ 児童生徒の人権作品の募集及び展示 | |

(2) 教育環境の整備・充実

- 学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進、一人一台端末やデジタル教科書の活用などを進め、一人ひとりのこどもの可能性を伸ばしながら、教職員が本来求められる役割に対してその力を存分に発揮できるよう環境を整えます。

【取組内容】

- 小学校・中学校施設整備事業
- 小学校・中学校教材等整備事業
- 学校 ICT 支援事業
- 教育相談等事業（スクールカウンセラー等の配置）
- 教職員の働き方改革の推進

4 こどもの自立と成長を支える環境の整備

- こどもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保するため、PTA や自治区、校区コミュニティ、ボランティア団体などによるこどもの登下校時の見守り活動を支援します。
- 住民の自主防犯行動を促進するため、犯罪などに関する情報提供を行います。また、防犯ボランティアなどに対する支援を行います。
- 通学路や散歩などで利用する道路の危険箇所の点検や必要に応じた整備を行います。また、老朽化した公園遊具などについて、定期的な安全点検を実施し、必要に応じて修繕改修を行い、こどもと子育てに配慮した環境整備を進めます。
- SNS などインターネットを利用した犯罪に関わらないために情報モラル教育を推進するとともに、こどもが加害者や被害者にならないよう非行防止に向けた啓発活動に取り組みます

【取組内容】

- | | |
|----------------------|---------------------------|
| ○ 保護者・地域による見守り活動 | ○ 交通安全の啓発 |
| ○ 防犯パトロールの実施 | ○ 再犯防止推進計画の推進 |
| ○ ドメスティック・バイオレンスへの対応 | ○ 情報モラル教育の充実 |
| ○ 防犯カメラの整備 | ○ プレコンセプションケアの普及・啓発 |
| ○ 道路・公園整備事業 | ○ 教育相談等事業（スクールカウンセラー等の配置） |

5 多様な遊びや体験活動、社会参画の推進

(1) 遊びや体験活動の推進

- こどもの社会性を育てる観点から、こどもの年齢や発達に応じて、県や団体、企業等と連携・協働して、こどもの健やかな遊びや体験活動の機会や場を意図的・計画的に創出する取組を推進するとともに、地域や成育環境によって、こどもの体験活動の機会に格差が生じないように配慮します。

【取組内容】

- ふるさと教育の推進
- 親子読み聞かせ教室
- 図書館での読み聞かせ会の実施
- 通学合宿「夢の体験塾」
- ふれあいチャレンジ教室
- ボランティア活動の促進
- ブックスタート事業

(2) こどもの可能性を広げていくための男女共同参画の推進

- こどもが、性別にかかわらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、学校教育と社会教育において男女共同参画の理念を理解するための啓発や学習機会の提供を行います。

【取組内容】

- 男女共同参画基本計画の推進
- 男女共同参画推進事業

(3) こどもの新たなチャレンジの応援

- こどもが、一人ひとり異なる長所を伸ばし、特技を磨き、才能を開花させ、世界や日本、地域社会の未来を切り開いていけるよう、ジュニアリーダーの育成や外国語によるコミュニケーション能力を育成する教育を推進します。

【取組内容】

- 国内短期留学事業
- 海外研修事業参加費補助金
- グローバル化に対応した英語教育の推進（英語教育改革イニシアティブ）

6 居場所づくりの推進

- 全てのこどもが年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全・安心に過ごせる居場所を持つことができるよう、こども未来館やこども食堂などの多様な居場所づくりを推進します。
- こどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動が行うことができるよう学童保育所の安定的な運営に取り組めます。

【取組内容】

- 学童保育所運営事業
- 小中学校専門の子ども家庭支援員の配置
- 児童育成支援拠点事業の実施
- 児童センター（こども未来館）運営事業
- 地域資源開拓・運営支援事業
- 教育相談等事業（学校適応指導教室）

基本目標Ⅲ きめ細やかな対応が必要なこどもへの支援

【基本目標達成のための指標】

	指 標	目標値	実績値	実績値の時点	担当課
①	児童虐待による死亡事案発生件数	0件	0件	令和5年度	子育てあんしん課
②	遠賀・中間地域における児童発達支援センターの確保	1箇所以上	2箇所	令和6年度	福祉課
③	不登校児童生徒数	減少を目指す	68人	令和5年度	教育総務課
④	自殺死亡率(全年齢)	減少を目指す	令和元～令和5年の平均自殺死亡率(人口10万人対)13.88	令和5年度	健康づくり課

※上記の目標値は、関連する計画から設定しているものであり、実績値が目標値に到達しているものもあります。

1 児童虐待の防止

- 児童虐待をはじめ、問題を抱える児童や家庭に対し、こども家庭センターを中心に、児童家庭支援ネットワークなどの地域の支援体制と一体となって継続的に支え、虐待予防の取組を推進します。
- 児童相談所などの関係機関と情報共有を含む緊密な連携を図り、早期の段階からそれぞれの状況に応じて様々な社会資源を有機的につなげ、包括的な支援体制の強化を行うとともに、啓発を充実し予防に努めます。

【取組内容】

○ 児童相談所との連携	○ こども家庭センター(母子保健機能)事業
○ 子ども家庭支援員の研修受講	○ こども家庭センター(児童福祉機能)事業
○ 重層的支援体制整備事業	○ 親子関係形成支援事業の実施
○ ドメスティック・バイオレンスへの対応	○ 児童家庭支援ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の運営

2 社会的養護の推進

- 社会的養護を必要とする全てのこどもが心身ともに健やかに養育されるよう、児童相談所などの関係機関と情報共有を含む緊密な連携を図り、社会的養護の下にあるこどもの権利保障や支援に取り組みます。

【取組内容】

○ 児童家庭支援ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の運営
○ 児童相談所との連携
○ こども家庭センター(児童福祉機能)事業
○ 里親支援センターによる里親養育包括支援事業の啓発
○ 児童養護施設等との連携

3 貧困の状況にあるこどもへの支援

(1) こどもの教育に関する支援

- 幼児教育・保育や就学などライフステージに応じ、就学の援助や学習の支援などにより切れ目のない支援を行います。

【取組内容】

- 就学期経済的負担の軽減(就学援助)
- ひとり親家庭の学習支援事業等

(2) こどもの生活の安定のための支援

- 貧困の状況にある家庭やこどもが社会的に孤立することのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実を図ります。
- こどもやその保護者との交流の機会などにつながる居場所づくりの支援など、生活の安定に資するための支援を行います。
- 児童虐待の疑いのある支援対象児童の見守り強化やこどもの家庭環境に応じた快適な居場所づくりのため、こども食堂など食事の提供や学習支援を行う特定非営利活動法人（NPO 法人）、ボランティア団体などの民間団体と連携するとともに、事業立ち上げや継続して運営していくための支援に取り組みます。

【取組内容】

- 地域資源開拓・運営支援事業
- こども家庭センター（児童福祉機能）事業
- 生活困窮者世帯への対応

(3) 保護者の就労支援

- 貧困の状況にあるこどもの保護者がより安定した収入を得られるよう、ハローワークや福岡県の自立相談支援事務所（困りごと相談室）、子ども支援オフィスなどの紹介など就労の初期相談窓口として支援を行います。
- 福岡県が実施する自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金などの制度周知を行います。

【取組内容】

- 困りごと相談室等への接続
- 福岡県実施事業の周知（自立支援教育訓練給付金等）

(4) 経済的支援

- ・ 児童扶養手当の支給や教育費負担の軽減をはじめ、福岡県や町などが実施する各種手当や就学援助費、貸付金などの現行制度の周知を強化します。
- ・ 町が持つ様々な情報の活用や関係機関との連携により、支援が必要な世帯を把握し、その家庭に適した支援を案内する体制づくりに努めます。

【取組内容】

- 児童手当等経済的支援
- 児童扶養手当制度の周知等

4 ひとり親家庭への自立支援の推進

(1) 生活と子育ての支援

- ・ 仕事と子育てを一手に担わざるを得ないひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、各家庭の親子それぞれの状況に応じた生活支援や子育て支援等を進めるとともに、各家庭それぞれに適した支援を案内する体制づくりに努め、ひとり親家庭当事者に寄り添った相談支援を行います。

【取組内容】

- ひとり親家庭等の学習支援事業
- 民間保育所等運営事業
- 幼児教育・保育無償化の実施
- 認定こども園施設型給付事業
- ひとり親家庭相談事業
- ひとり親家庭等日常生活支援事業

(2) 経済的支援

- ・ 児童扶養手当の案内やひとり親家庭等医療費助成といった支援により、安心して子どもを育てられる環境づくりを進めます。
- ・ 様々な課題や個別ニーズを抱えるひとり親家庭それぞれに適した支援を案内する体制づくりに努めます。

【取組内容】

- 児童扶養手当制度の周知等
- ひとり親家庭等医療費助成

5 障がいのあるこども等への支援

- こども一人ひとりの発達状況に応じて切れ目なく支援が実施できるよう、保育所、幼稚園などへ専門職員による定期巡回相談の実施や保育士、幼稚園教諭の配置を充実させるための支援を行います。
- 障がいのあるこども、発達に特性のあるこども一人ひとりにきめ細かく対応できるよう、関係課・機関と連携し、児童発達支援に係る体制を強化します。
- 特別児童扶養手当をはじめとした各種手当の周知や育成医療・補装具等の給付といった現行制度により、個々の特性や状況に応じた支援を提供します。

【取組内容】

- | | |
|-------------------------|-----------------|
| ○ 障がい児保育事業の推進 | ○ 重度障がい者医療費助成事業 |
| ○ 障がい児福祉サービスの充実 | ○ 新生児聴覚検査事業 |
| ○ 特別児童扶養手当制度の周知等 | ○ こどもの発達相談 |
| ○ 自立支援医療（育成医療）・補装具等給付事業 | ○ かるがも親子教室 |
| ○ 医療的ケア児在宅レスパイト事業 | ○ 巡回相談支援事業 |
| | ○ 特別支援教育の充実 |

6 不登校やいじめ、ひきこもり等に対する取組の推進

(1) 不登校やいじめ防止等に対する取組の推進

- 子ども家庭支援員やスクールカウンセラーなどの専門家を配置し、不登校のこどもや悩みを抱えるこどもへの相談支援体制を整備します。
- 町長部局と教育委員会が連携し、いじめ防止対策推進法に基づいた対応の徹底を図るとともに、全てのこどもが自分と他人の大切さを認めることができるよう働きかけるなど、いじめの未然防止教育を推進します。

【取組内容】

- | |
|------------------------------|
| ○ 小中学校専門の子ども家庭支援員の配置 |
| ○ いじめ防止対策の強化（いじめ防止等対策委員会の設置） |
| ○ いじめ問題再調査委員会の設置 |
| ○ 生徒指導の推進 |
| ○ 教育相談等事業（学校適応指導教室） |

(2) 自殺対策

- ・ ライフステージごとに、命の大切さや、自身の周りの人々を大切に思う心を育てるとともに、気軽に悩みを相談できる体制を整えます。
- ・ いじめなどの様々な困難やストレスに直面した際に、信頼できる大人や相談機関に早めに助けの声を上げられるような教育を行うなど、誰も自殺に追い込まれることのないよう、こどもへの自殺対策について、総合的な取組を推進します。

【取組内容】

- 自殺対策計画の推進

7 ヤングケアラーへの支援

- ・ 家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、学業や友人関係等に支障が出ているこどもについて、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、こども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらいことから、こども家庭センターや学校等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていきます。

【取組内容】

- 子育て世帯訪問支援事業
- こども家庭センター（児童福祉機能）事業

基本目標Ⅳ 結婚・子育ての希望を叶え、こどもを安心して産み育てられる環境づくり

【基本目標達成のための指標】

	指 標	目標値	実績値	実績値の時点	担当課
①	広報等による人権や男女共同参画等に関する周知回数	13 回以上	16 回	令和5年度	福祉課
②	子育て応援宣言企業の登録数	増加を目指す	11 社	令和 6 年度	福祉課
③	純移動数の増加 (流入人口と流出人口差)	200 人	162 人	令和5年度	都市建設課

※上記の目標値は、関連する計画から設定しているものであり、実績値が目標値に到達しているものもあります。

1 次代の親の育成

- 若者が結婚の希望が叶えられるよう、福岡県と連携し、出会いの機会・場の創出支援に取り組むとともに、結婚に伴う新生活のスタートアップへの支援を推進します。
- 中学生、高校生等が、こどもを産み育てることの意義を理解し、こどもや家庭の大切さを理解できるようにするため、乳幼児と触れ合う機会を広げるための取組を推進します。

【取組内容】

- 結婚新生活支援事業
- 広域的な婚活支援
- 保育所における職場体験の受入れ
- プレコンセプションケアの普及・啓発

2 子育て家庭への経済的支援の推進

(1) 子育て家庭への経済的支援

- 次代を担う全てのこどもの育ちを支えるため、児童手当や医療費助成、幼児教育・保育の無償化等の切れ目のない経済的支援を着実に実施します。

【取組内容】

- | | |
|------------------------------|------------------------|
| ○ 子ども医療費助成事業 | ○ 幼児教育・保育無償化の実施 |
| ○ 児童手当等経済的支援 | ○ 届出保育施設利用料保護者負担軽減 |
| ○ 民間保育所等運営事業 | ○ 国民年金保険料免除 |
| ○ 幼稚園施設型給付事業 | ○ 国民健康保険税免除（産前産後・未就学児） |
| ○ 認定こども園施設型給付事業 | ○ 妊婦のための支援給付 |
| ○ 子育て応援金（1 s t バースデーギフト）支給事業 | ○ 重度障がい者医療費助成事業 |

(2) きめ細やかな対応が必要な家庭への経済的支援

- ・ 児童扶養手当の案内やひとり親家庭等医療費助成等の支援により、様々な課題や個別ニーズを抱えるひとり親家庭や貧困世帯が安心してこどもを育てられる環境づくりを進めます

【取組内容】

- 児童扶養手当制度の周知等
- ひとり親家庭等医療費助成事業
- 就学期経済的負担の軽減(就学援助)

3 男女ともに仕事と子育てを両立できる環境づくり

- ・ 家庭内において育児負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、共働き・子育てに向けたワーク・ライフ・バランスに関する啓発を促進します。

【取組内容】

- 男女共同参画基本計画の推進
- 男女共同参画推進事業

4 地域、家庭でこどもを育む環境づくり

(1) 地域全体でこどもを育てる取組の促進

- ・ 地域の中で子育て家庭が支えられるよう、全てのこどもと家庭を対象として、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進します。

【取組内容】

- 地域子育て支援センター（こども未来館）運営事業
- 子育て短期支援利用事業
- 保・幼・小・中連携による教育保育の推進
- 児童センター（こども未来館）運営事業
- コミュニティ・スクールの推進
- 通学合宿「夢の体験塾」
- 親子関係形成支援事業
- 岡垣っ子育成支援事業

(2) 家庭教育支援の充実

- 保護者が家庭においてこどもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を行うため、保護者が学ぶことや、身近に相談相手がいない状況にある保護者を切れ目なく支援することができるよう、子育て当事者の気持ちを受け止め、寄り添った相談対応や必要な情報の提供を行うことにより、家庭教育支援を推進します。

【取組内容】

- 地区懇談会の実施
- 子育て相談事業
- 小中学校専門の子ども家庭支援員の配置
- PTA 等が開催する家庭教育に関する講演会に対する支援
- こども家庭センター（母子保健機能）事業
- こども家庭センター（児童福祉機能）事業

(3) 子育てしやすい住環境づくり

- こどもや子育て当事者の目線に立ち、こどものための近隣地域の生活空間を形成する「こどもまんなかまちづくり」について、地域住民の理解を得た上で、こどもの遊び場とそのアクセスの確保や親同士・地域住民との交流機会を生み出す空間の創出などの取組を推進するとともに、子育てにやさしい住まいの拡充を目指していきます。

【取組内容】

- 子育てしやすい住宅支援（定住促進対策事業、結婚新生活支援事業）
- 町営住宅における新婚・子育て世帯の優先入居
- こどもまんなかまちづくりの推進